

藤沢市行政不服審査会条例の制定について  
藤沢市行政不服審査会条例を次のように定める。

2016年（平成28年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

### 藤沢市行政不服審査会条例

（目的）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定によりこの市に設置される機関の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 前条の機関の名称は、藤沢市行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

（組織）

第3条 審査会は、委員3人をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき、又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると明白に認められるときは、その職を解くことができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、行政不服審査法の全部が改正され、処分に対する審査請求の裁決の客観性及び公正性を高めるため、新たに市長の附属機関として審査庁の判断の適否を審査する第三者機関が設置されたことに伴い、当該機関の組織及び運営について新たに本市の条例において定める必要による。